



# 行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 小島 俊明  
 編集人 山口 秀子  
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)  
 発行日(月刊)  
 平成16年12月10日

## 日本行政書士会連合会 会長会・理事会報告

会長職務代行者 小島 俊明

日本行政書士会連合会の会長会が平成16年11月25日(木)・26日(金)の両日栃木県りんどう湖ロイヤルホテルで開催された。議長に郡司茨城会会長が選任され、4項目の協議事項で議論が交わされ、3項目の報告事項がなされた。

まず、協議事項である『出入国管理及び難民認定法(入管法)施行規則改正【(平成16年12月公布、平成17年1月中旬施行予定)】「弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由して地方入国管理局長に届け出た者」と改正される。】の対応についてであるが、以下に示すように事務処理手続きが大きく変わった。

- 1 手続種別 【届出】地方入国管理局長へ届け出た者
- 2 手続先 地方入国管理局長
- 3 手続経由 所属単位会
- 4 要件 日行連主催の研修を終了 各所属会で自主的に確認
- 5 取次者証の発行 単位会経由で届出者へ
- 6 日行連の業務 研修会の主催  
修了証発行・届出者の確認(問い合わせに応じ)
- 7 単位会の業務 届出の受付管理(新規・更新)  
地方入管への一括届出  
地方入官発行の取次者証を届出者本人へ送付  
業務停止、資格喪失時の返納

次に、『ADR対応方針について』であるが、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(案)」の審議経過は以下のとおりである。

平成16年11月9日(火)

衆議院法務委員会 質疑、動議(附帯決議)、可決  
 衆議院本会議 「衆議院裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(案)」全会一致で可決、参議院へ

平成16年11月18日(木)

参議院法務委員会 質疑、動議(附帯決議)、可決

平成16年11月19日(金)

参議院本会議 「衆議院裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(案)」全会一致で可決、成立

残念ながら、今国会における参入は叶わなかったが、「公布から2年6か月以内に施行」とあるので、この間に能力担保を確実のものにし、併せて民間で紛争が生じる可能性が比較的高い分野である権利義務・事実証明書類を代理人として作成する専門性のある業務の実績を多く積むことが肝要であろう。

なお、参考のためこの法律の骨子である第一条(目的)を掲載する。これは、この法律案が提出された大きな理由でもある。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続を言う。以下同じ。)が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

併せて、衆参両議院の附帯決議の最後の文言が同じであるので掲載する。

本法の施行後、早期に、裁判外紛争解決手続制度について検証し、必要があると認めるときは、本法の見直しも含め所要の措置を講ずること。

報告事項であるが、登録免許税法(改正法案はまだ明らかになっていない。)が改正され、新規の登録申請者に3万円の免許税が課せられることになると考えられる。次いで、所得税法(改正法案はまだ明らかになっていない。)も改正され行政書士にも源泉徴収義務が求められることになる。

両法案とも「来年に改正されるらしい」との情報しか掴んでいないことの報告であった。

日行連研修センターから、各単位会が「法定業務研修」を実施する際に使用するテキスト[3業務分野 相続・遺言 契約 社労業務(会社設立)]の注文に関する案内が11月末にできる見込みとなったとの報告がなされた。

最後に、新潟県等の災害義援金2,433,826円(我が会においては10万円を日行連に託した。)が、閉会前に日行連宮内会長より相羽新潟会会長に手渡された。今回は全て新潟会となったが、兵庫会にも送るべくこの活動は12月末日まで続ける旨の宮内会長の発言があった。

翌日には理事会が開催され、オブザーバーとしての参加となった。そこでは2項目の議案が提出され、第1号議案 企画開発部の編成(案)につき、企画開発部に欠員が生じたため、滋賀会の小島俊明会長職務代行者を任用することが承認可決された。

第2号議案 規制改革対策本部設置要綱一部改正(案)について、「6各班の編成」の中で知的財産検討委員会が知的財産推進本部と変更され、裁判外紛争解決機関推進本部の新設が承認可決された。

なお、紙面の都合上割愛して報告したことをお許し願いたい。